

令和5年度第1回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 令和5年5月30日(火) 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市民会館3階中ホール

3 出席委員

会長	関口 幸一	副会長	石井 啓
委員	手塚 正二	委員	関口 三枝子
委員	藤田 桂子	委員	清川 織恵
委員	高野 圭介	委員	剣持 敬太
委員	清水 由明	委員	竹元 悦子
委員	露崎 多佳子	委員	千葉 朋緒
委員	田中 将和	委員	高橋 裕
委員	山上 拓也	委員	川口 秀

(欠席委員)

委員	並木 美幸	委員	大熊 賢滋
委員	前沢 幸雄		

4 出席職員

障がい者支援 課長	神保 繁一
副課長	須藤 浩二
支援班主査	佐久間 勇輔
支援班副主査	伊藤 毬江

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第4期)、袖ヶ浦市障がい福祉計画(第7期)及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画(第3期)の策定について
- (2) その他

議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、16名であり、委員の過半数が出席していますので、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第2項に規定するとおり、会議が成立したことをご報告いたします。なお、並木委員、大熊委員、前沢委員から欠席のご連絡をいただいていることも併せてお伝えいたします。</p> <p>本日の会議にあたり、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、計画策定業務を委託している関係で、委員以外の者の出席を求めています。あらかじめご承知おきください。</p> <p>次に、本日の会議は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっており、傍聴の受付を行いました。傍聴申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。</p> <p>また、会議の公開にあたり、本日の協議会は会議録作成のため録音させていただき、要点筆記により取りまとめ、会議録を公開させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。机上に配付させていただきました資料ですが、次第、委員名簿、右上に番号がありますが、資料1から4となります。不足等がございますか。</p> <p>では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本協議会の関口会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
<p>関口会長</p> <p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、次第にはございませんが、人事異動により新たに委員となられた方を事務局よりご紹介させていただきます。</p> <p>ケアセンターさつき センター長の清川織恵（きよかわ おりえ）委員 千葉県立楨の実特別支援学校 校長の千葉朋緒（ちば ともお）委員</p>

<p>事務局 (佐久間主査) 事務局職員</p>	<p>袖ヶ浦市 福祉部長の川口秀 (かわぐち しゅう) 委員 君津ふくしねっと センター長 並木美幸 (なみき みゆき) 委員 以上4名が新たに委員となりました。 どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に本日出席しております職員を紹介いたします。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>それでは、これより、議事に入ります。 これからの議事進行につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、関口会長にお願いいたします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>それでは、議題1「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第4期)、袖ヶ浦市障がい福祉計画(第7期)及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画(第3期)の策定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (須藤副課長)</p>	<p>——「計画の策定概要と策定スケジュール」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>計画の期間を3年から6年とする意味などを教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (神保課長)</p>	<p>計画期間が6年の障がい者福祉基本計画は、基本的理念や障害者施策など主に市役所の取り組みをのせているものです。それに対して計画期間が3年の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、施設入所者数を3年でどれくらい地域移行できるかなどの成果目標や、グループホーム利用者の見込み量など障害福祉サービスそのものに関わってくるものです。そのような違いがあるため、計画期間に差があったのかもしれませんが、仮に障がい福祉計画と障がい児福祉計画を障がい者基本計画の計画期間に合わせるのであれば、障がい者基本計画の理念等を踏まえたうえで、見込み量などを考えていくことなどが考えられます。</p>
<p>関口会長</p>	<p>他に、ご質問などありますか。(以下、同じ)</p> <p>ないようでしたら、引き続き、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>——「アンケート調査結果の概要」の説明——</p>

(須藤副課長)	
関口会長	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
清川委員	<p>災害時要援護者登録制度の登録の方法など詳細を教えてください。</p>
事務局 (神保課長)	<p>本市では防災安全課が所管している制度であり、災害が発生し避難所に避難する時に、一人で避難できない人は誰と一緒に避難するのかなどの情報を登録していただくことにより、安否確認や避難支援などの支援を受けられる制度です。</p>
関口会長	<p>他に無いようでしたら、議題2「その他」、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (須藤副課長)	<p>それでは事務局より、3点ご連絡いたします。</p>
	<p>「障害福祉サービス等報酬の地域区分の見直しについて」事務局より資料4により説明</p>
	<p>会議録作成について、開会時に事務局よりお伝えいたしましたが、会議録を事務局の方で作成し委員の皆様にご送付いたしますので内容をご確認の上、修正等ありましたらご連絡いただければと思います。皆様の確認が終わりましたら、公開させていただきたいと思います。</p>
	<p>今年度の総合支援協議会の日程についてお知らせします。次回、第2回の総合支援協議会は8月22日（火）午前10時からを予定しております、第3回は10月13日（金）午前10時からを予定しております、第4回は必要に応じて書面会議を予定しております、第5回の協議会は、調整中ではございますが、3月15日（金）午前を予定しておりますので、よろしくお願いたします。</p>
関口会長	<p>ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので、これで議事の方は終わりにさせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (佐久間主査)	<p>関口会長、ありがとうございました。</p>
	<p>以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

# 令和5年度第1回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 令和5年5月30日（火）  
午前10時から  
場所 袖ヶ浦市民会館 中ホール

## 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
  - (1) 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）の策定について
  - (2) その他
- 4 閉会

**袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）**  
**袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）**  
**袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）**

**策定概要**

**袖ヶ浦市 福祉部**  
**障がい者支援課**

# I 計画の概要

## 1 策定の趣旨

本市では、障がいのある人の地域での自立した生活を支える総合的な計画として、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（3期）」、「袖ヶ浦市障がい福祉計画（6期）」、「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（2期）」といった3つの性格を併せ持つ「そでがうら・ふれあいプラン」を策定し、基本理念である「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、障害福祉サービス等の確保を定めるとともに、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保を定め、それぞれ障害福祉サービスを提供する事業所等と連携を図り様々な障がい施策を実施してきたところです。

この度、これら3つの計画が令和5年度末をもって計画期間が終了となることから、これまでの市の取組に、国の障がい者制度の動向をふまえ、本市におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）」、「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」、「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### 法的な位置付けと役割

	法的位置付け	計画の役割
障がい者福祉基本計画 （第4期）	○障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」	○障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
障がい福祉計画 （第7期）	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」	○障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画
障がい児福祉計画 （第3期）	○児童福祉法第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」	○障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画（障がい福祉計画第5期から策定）

※障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第6項の規定により、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができます。

### 3 計画の期間

次期計画の期間は以下のとおりとします。

	～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者福祉 基本計画	第1期～第3期	第4期（策定） （令和6年度から6年間）					
障がい福祉計画	第1期～第6期	第7期（策定）※			第8期		
障がい児福祉計画	第1期・第2期	第3期（策定）※			第4期		

※ 計画期間は、後述参考①14により6年間とすることが可能となる場合があります。

### 4 計画の策定に当たって

#### （1）基本的な考え及び策定作業について

各計画における基本的な考え及び作業内容は次のとおりです。

##### ① 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）

障がい者施策推進のための指針であるとともに、企業や各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となることから、本市における障がい者施策の取組状況や課題等を整理し、障がい福祉の充実に向け、基本理念及び基本的な考え方を定めます。

策定に当たっては、国の基本計画や千葉県障害者計画を踏まえるとともに、現行計画である「そでがうら・ふれあいプラン—障がい者福祉基本計画（第3期）、障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）」の施策及びサービスの現状について整理・分析・評価を行い、検証を踏まえて、各種課題の抽出と新たな施策の方向性を検討していきます。

##### ② 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）・袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び近年の障がい者福祉の動向を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービス提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的としています。

障がい福祉計画の策定に当たっては、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とし、基本指針に基づき、「①障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「②各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」「③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」



などについて、定めます。

障がい児福祉計画の策定に当たっては、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、基本指針に基づき、「①障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」や「②各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量」などについて、定めます。

## (2) 基本指針（案）の見直しの主なポイント及び成果目標について

基本指針（案）において、都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年（令和6年度～令和8年度）※の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するものとされており、本市が策定する障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）においても、基本指針に即した項目を盛り込むとともに、成果目標については、国の数値を考慮しつつ、本市の実情を勘案して設定します。

なお、基本方針（案）における、主な見直しのポイント及び成果目標は、次のとおりです。

※ただし、計画期間は、後述参考①14により6年間とすることが可能となる場合があります。

※以下の基本指針（案）は令和5年2月27日社会保障審議会障害者部会で示された案段階のものであり、公表後の基本指針は改めて示します。

### 《参考①》■ 基本指針（案）の見直しの主なポイント

⇒ □で囲った項目（1、2、3、4、6、9）については、基本指針（案）において、成果目標を設定することとされており、その内容は《参考②》のとおりです。

#### 1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### 4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### 5. 発達障害者等支援の一層の充実

- ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

## 6. 地域における相談支援体制の充実・強化

- 基幹相談支援センターの設置等の推進
- 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

## 7. 障害者等に対する虐待の防止

- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

## 8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

## 9. 障害福祉サービスの質の確保

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

## 10. 障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

## 11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

## 12. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

## 13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

## 14. 地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

### 《参考②》 ■基本指針（案）における障がい（児）福祉計画に係る成果目標

項目	成果目標	《参考①》の該当項目
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減	1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上</li> <li>・精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>・精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</li> </ul>	<p>2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>
<p>③地域生活支援拠点等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新】</li> </ul>	<p>1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p>
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：R3年度実績の1.28倍以上</li> <li>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】</li> <li>・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新】</li> <li>・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>	<p>3. 福祉施設から一般就労への移行等</p>
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> <li>・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> <li>・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新】</li> <li>・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】</li> </ul>	<p>4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p>
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</li> </ul>	<p>6. 地域における相談支援体制の充実強化</p>
<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県や各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul>	<p>9. 障害福祉サービスの質の確保</p>

## 4 計画の策定方法

### (1) アンケート調査の実施について

福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てる基礎資料とするために実施しました。

#### ■ アンケート調査の方法

調査票の種類	障がいのある人に関する調査	障がいに関する意識調査
調査対象者	障害者手帳又は 自立支援医療受給者証をお持ちの方	市内在住の18歳以上の方
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収・督促なし）	
調査期間	令和4年12月	
配布数	3,500通	500通

※アンケート結果は別添資料にて説明します。

### (2) 計画の策定体制について

計画の策定等に当たっては、障がいのある人の福祉に関する施策を総合的かつ効果的に策定するため、庁内関係各課の長で構成した「袖ヶ浦市障がい者福祉計画等検討委員会」において検討及び調整を行った後に、外部団体で構成される「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」において、本市の障がい者施策の在り方について幅広い意見の集約を行うとともに、計画内容を協議します。

上記会議体において策定した計画案についての調整・協議を行った後に、政策調整会議及び政策会議での審議を行い、議会全員協議会への報告後に、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映するよう策定を進めていきます。

さらに、千葉県の見解を聴き、計画を策定します。

#### 《参考③》 ■ 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

設置根拠	袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱
趣旨	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場を確保します。
協議事項	相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関することや、袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関すること、また、障害を理由とする差別の解消に関することなどについて協議を行います。
委員	委員20名以内で構成 (障がいのある人やその家族等、障がい者団体(身体・知的)、医療関係者、特別支援学校、障がい福祉サービス提供事業所、介護施設、保育施設、民生委員児童委員協議会、商工会、社会福祉協議会、関係行政機関)

### (3) 計画策定等のスケジュールについて

現時点において、「袖ヶ浦市障がい者福祉計画等検討委員会」及び「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」はそれぞれ5回の実施を予定しており、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」の実施時期及び検討内容については、次のとおりです。

※詳細なスケジュールは、資料2にてご確認ください。

※今後の策定状況等によって、スケジュールを変更する可能性があります。

#### ■袖ヶ浦市地域総合支援協議会開催の実施時期等

開催	実施時期	検討及び調整内容
第1回	令和5年5月30日	◇計画策定の概要、スケジュールについて
第2回	令和5年8月22日	◇基礎データ、評価結果、課題、対応について ◇素案、数値目標について
第3回	令和5年10月13日	◇計画案について
第4回	令和6年1月 ※必要に応じて書面開催	◇パブリックコメントの結果報告、修正案について
第5回	令和6年3月15日 ※日程調整中	◇計画最終案について

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定スケジュール(案)

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>現状分析</b>												
施策及びサービスの現状の整理・分析・評価												
各種課題の抽出												
<b>計画立案プロセス</b>												
計画の基本的枠組みの検討												
数値目標等の設定												
計画骨子案の作成												
障がい者福祉基本計画(案)の作成												
障がい福祉計画(案)・障がい児福祉計画(案)の作成												
計画書の最終調整												
<b>各種会議における検討・市民意見募集</b>												
検討委員会(庁内)											(書面)	(書面)
地域総合支援協議会											(書面)	(書面)
政策調整会議・政策会議(庁内)												
パブリック・コメントの実施												
【会議協議内容】						3:計画案の検討、パブリックコメント案の確認						
1:計画概要の説明、アンケート調査結果の報告						4:パブリックコメント実施結果の報告(書面予定)						
2:計画骨子案の検討						5:計画最終案の承認						

# アンケート調査結果の概要

## 第1 調査の実施概要

本計画を策定するに先立ち、計画策定の基礎資料及び障がいのある人を対象とした行政施策運営の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

調査結果については「障がいのある人に関する調査報告書」にてとりまとめており、以下に袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）策定時（令和2年4月）に調査した内容と比較しつつ、アンケート調査結果からみえる障がい者支援ニーズ等について整理します。

### ■調査の方法及び回収結果■

	障がい者	一般市民
調査対象者	障害者手帳又は 自立支援医療受給者証をお持ちの方	市内在住の18歳以上の方
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収、督促なし）	
調査期間	令和4年12月	
回収結果	配布数：3,500 回収数：1,598 回収率：45.7%	配布数：500 回収数：196 回収率：39.2%

### ■調査結果の見方■

- ①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計が100％を上下する場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載（number of case の略）し、各比率はnを100％として算出しています。
- ③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100％を超えることがあります。
- ④クロス集計表の表側（分類層）の実数（人数）は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。なお、障がい者調査の障がい種別については、重複を含む数を表記しているため、実数（人数）の合計と集計対象総数が一致しないことがあります。
- ⑤クロス集計表については、最も高い比率のものを網かけしています（無回答を除く。）。ただし、回答者数が30件未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめるものとします。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

## 第2 アンケート調査結果からみえる障がい者支援ニーズ等

### 1 障がい者・児調査における回答者、障がい等の状況について

障がい者・児調査におけるアンケートの回答者については、全体では「本人」が63.1%と、最も多くなっています。一方、障がい種別に見ると、知的障がいでは「家族や介助者」が46.7%で最も多くなっています。

現在受けている医療ケアについては、「服薬管理」が多く、精神障がいのある人の主な病名については、「躁うつ病・うつ病」と「統合失調症」が多くなっています。

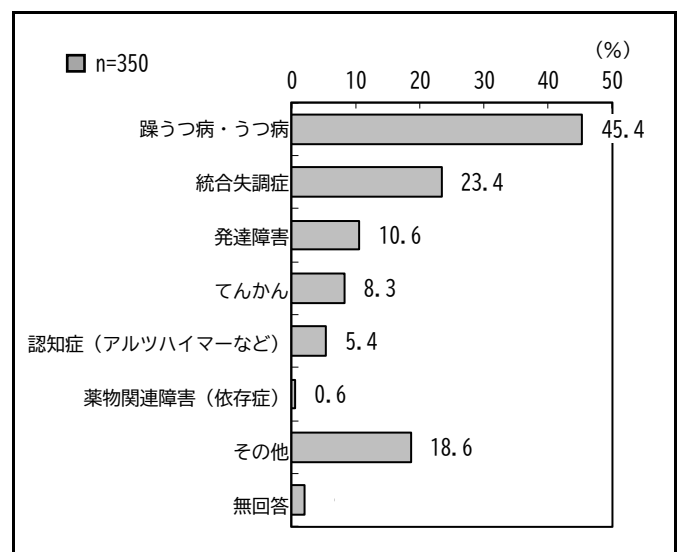
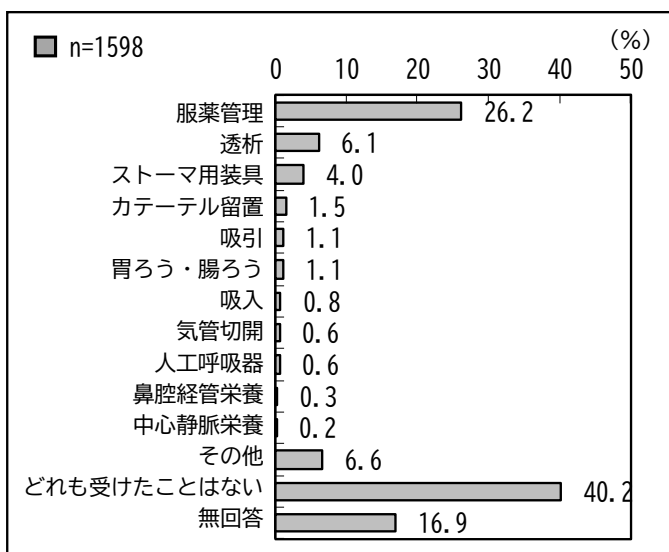
回答者（障がい者・児調査）

		(人)	本人	本人の意見を 家族や介助者 などが回答	家族や介助者	無回答
全体		1598	63.1	14.8	14.5	7.7
障がいの種類	身体	886	67.6	14.3	11.4	6.7
	知的	259	25.1	23.2	46.7	5.0
	精神	449	75.7	12.0	7.1	5.1
年齢	18歳未満	78	10.3	19.2	62.8	7.7
	18～39歳	232	57.8	15.1	24.1	3.0
	40～64歳	490	74.9	10.8	8.4	5.9
	65歳以上	766	64.8	17.2	10.8	7.2
居住地区	昭和	339	60.5	18.6	14.2	6.8
	長浦	635	66.3	12.8	15.7	5.2
	根形	166	65.1	16.3	15.1	3.6
	平岡	177	61.0	19.2	11.9	7.9
	中川・富岡	140	61.4	15.7	14.3	8.6

精神障がいのある人の主な病名

(障がい者・児調査)

現在受けている医療ケア（障がい者・児調査）





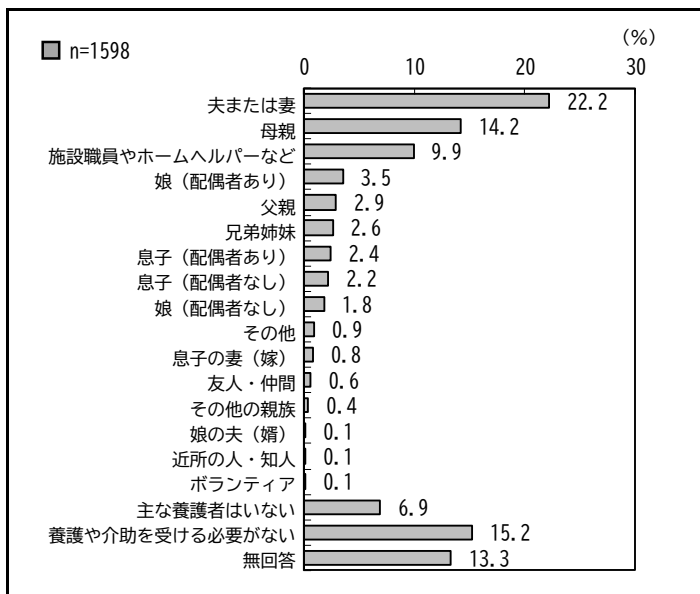
## 2 養護者（介助者）について

主な養護者（介助者）については、「夫または妻」が最も多く、次いで「母親」や「施設職員やホームヘルパーなど」が続いています。

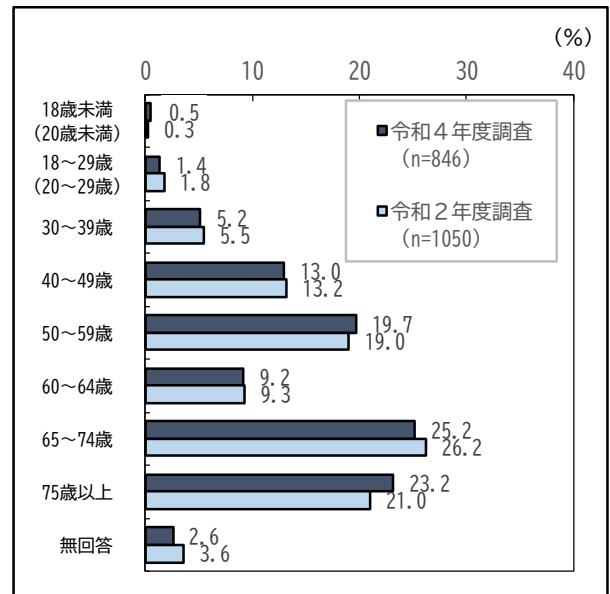
また、主な養護者の年齢については、「65～74歳」が2割台半ばと最も多く、次いで「75歳以上」となっています。令和2年度調査と比較すると、「65～74歳」、「75歳以上」が変わらず、全体の半分弱を占めていることから、養護者（介助者）の高齢化が進んでいることが伺えます。

養護者が一時的に支援できない場合の対処方法については、「同居の他の家族・親族などに頼む」や「別居の他の家族・親族などに頼む」が多くなっているものの、知的障がいでは、「施設や病院などに一時的に依頼」が9.7%、「40～64歳」では、「自分で対応する」が22.3%となっています。精神障がいでは「どのようにしてよいかわからない」が16.4%と他の障がいに比べて多くなっており、緊急時の支援の必要性が高いことがわかります。

主な養護者（介助者）（障がい者・児調査）



主な養護者の年齢（障がい者・児調査）



※成年年齢下げにより、一部年齢区分を変更している。

養護者が一時的に支援できない場合の対処方法（障がい者・児調査）

	(人)	同居の他の家族・親族などに頼む	別居の他の家族・親族などに頼む	近所・知人・ボランティアなどに頼む	ホームヘルパーに依頼	施設や病院などに一時的に依頼	自分で対応する	どのようにしてよいかわからない	その他	無回答
全体	846	33.8	22.9	0.7	2.1	8.7	13.6	9.8	1.8	6.5
障がいの種類	身体	496	29.0	26.2	0.8	2.8	10.7	14.3	7.1	1.8
	知的	144	66.0	7.6	0.7	0.7	9.7	2.1	8.3	2.1
	精神	201	25.9	22.9	1.0	1.5	6.0	19.4	16.4	1.0
年齢	18歳未満	65	64.6	12.3	0.0	0.0	4.6	1.5	10.8	3.1
	18～39歳	126	52.4	11.9	0.0	0.8	8.7	9.5	12.7	0.8
	40～64歳	206	33.0	19.4	1.0	2.4	4.4	22.3	11.2	1.5
	65歳以上	435	25.1	29.4	0.9	2.8	11.0	12.4	7.8	1.8

### 3 今後の進路について

日常生活の状況については、全体では「主に家にいる（働いてはいない）」が最も多く、次いで「働いている」となっています。また、知的障がいでは、「福祉作業所やデイケアなどに通っている」が多くなっています。

今後の進路についての考えは「進学したい」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所に通いたい」が多くなっています。令和2年度調査と比較すると、「障がいのある人の雇用が多い事業所で働きたい」で大幅に回答が減り、「福祉施設や作業所に通いたい」で増加しています。

障がいのある人が働くために必要な支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」となっています。

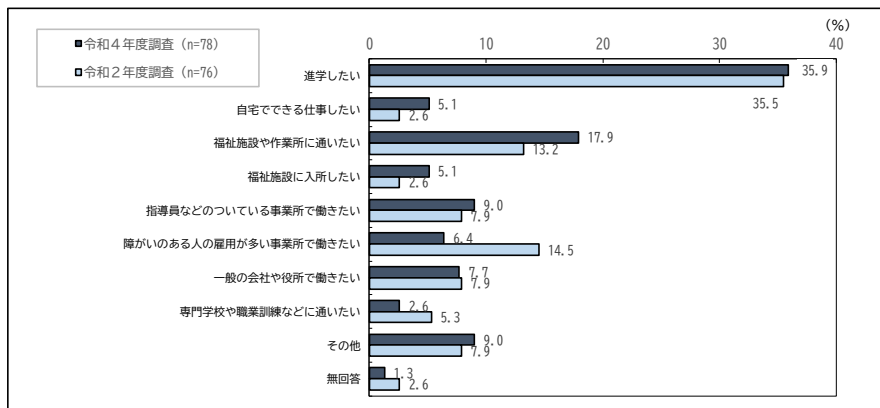
日中の過ごし方（障がい者・児調査）

	(人)	働いている	小・中学校に通っている	特別支援学校・盲学校・ろう学校に通っている	高等学校に通っている	大学・専門学校に通っている	主に家にいる（働いてはいない）	保育所・幼稚園に通っている	障がい児通所施設に通っている
全体	1598	21.8	1.1	2.8	0.6	0.4	41.9	0.3	1.1
障がいの種類									
身体	886	19.5	0.1	0.9	0.1	0.0	50.0	0.1	0.5
知的	259	18.1	5.4	15.4	0.8	0.0	6.9	1.5	4.2
精神	449	28.7	0.2	0.0	1.3	1.1	45.7	0.0	0.7

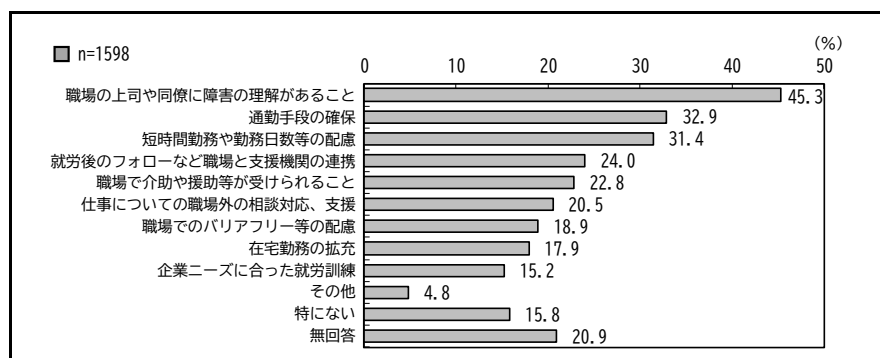
  

	(人)	福祉作業所やデイケアなどに通っている	作業や訓練のため、福祉施設に通っている	福祉施設に入所している	病院に入院している	年齢が低いため、家で過ごしている	その他	無回答
全体	1598	6.3	2.2	4.9	1.1	1.2	5.3	9.1
障がいの種類								
身体	886	3.2	0.5	3.4	1.4	1.6	7.0	11.9
知的	259	19.7	7.3	14.7	0.4	0.8	3.5	1.2
精神	449	7.3	2.2	3.3	0.9	0.2	4.2	4.0

今後の進路についての考え（障がい者・児調査）



就業支援として必要なこと（障がい者・児調査）



## 4 外出の際に困ることについて

外出の頻度については、全体では「ほぼ毎日」が3割半ばと最も多く、次いで「週3～4回」となっています。

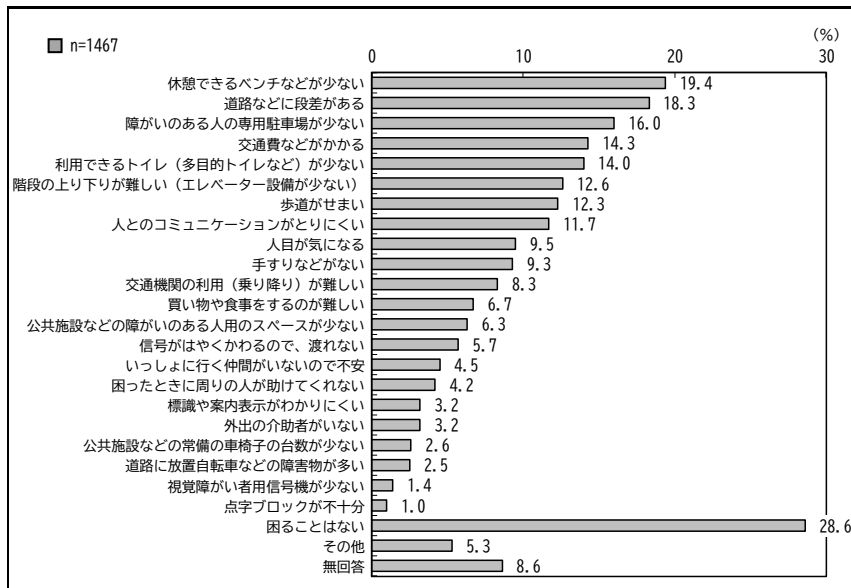
外出の際に困ることについては、「休憩できるベンチが少ない」が最も多く、「道路などに段差がある」、「障がいのある人の専用駐車場が少ない」などのバリアフリーに関することが多くなっています。

外出の際の介助については、全体では「必要ない」が最も多くなっているものの、知的障がい及び18歳未満では、「いつも必要」が最も多くなっており、知的障がい及び障がい児の方に対する外出支援サービスの拡充が望まれています。

### 外出の頻度（障がい者・児調査）

	(人)	ほぼ毎日	週3～4回	週1～2回	月1～3回	年に数回	その他	外出していない	無回答
全体	1598	35.7	22.6	18.9	10.3	3.1	1.2	5.1	3.1
障がいの種類	886	31.6	25.6	18.4	10.4	3.6	1.2	5.9	3.3
知的	259	45.2	12.7	14.3	16.6	4.2	1.9	3.5	1.5
精神	449	36.5	23.8	22.7	8.7	2.4	0.9	3.3	1.6

### 外出の際に困ること（障がい者・児調査）



### 外出の際の介助について（障がい者・児調査）

	(人)	いつも必要	行く所によっては必要	必要ない	無回答
全体	1467	22.9	25.5	41.0	10.6
障がいの種類	805	22.7	26.1	41.6	9.6
知的	246	50.4	22.8	17.9	8.9
精神	427	12.2	24.6	52.0	11.2
年齢	75	61.3	14.7	14.7	9.3
18～39歳	224	25.4	30.4	37.9	6.3
40～64歳	467	13.3	24.4	50.7	11.6
65歳以上	679	24.0	25.8	38.9	11.3

## 5 災害時について

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が最も多くなっているものの、知的障がいでは「できない」と回答された方が6割弱となっています。

災害時に困ることについては、全体では「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」、「寝る場所の確保」と続いています。

災害時要援護者登録制度を知っているかについては、「知らない」が8割弱を占め、「知っているが登録していない」が1割台となっており、令和2年度調査と比較すると「知らない」と回答された方が若干増えたことから、今後も制度についての周知活動を促進させる必要があります。

災害時に一人で避難できるか（障がい者・児調査）

		(人)	できる	できない	わからない	無回答
全体		1598	43.5	32.7	21.0	2.9
障がいの種類	身体	886	43.9	34.5	19.5	2.0
	知的	259	20.8	59.5	18.5	1.2
	精神	449	54.8	16.9	26.1	2.2

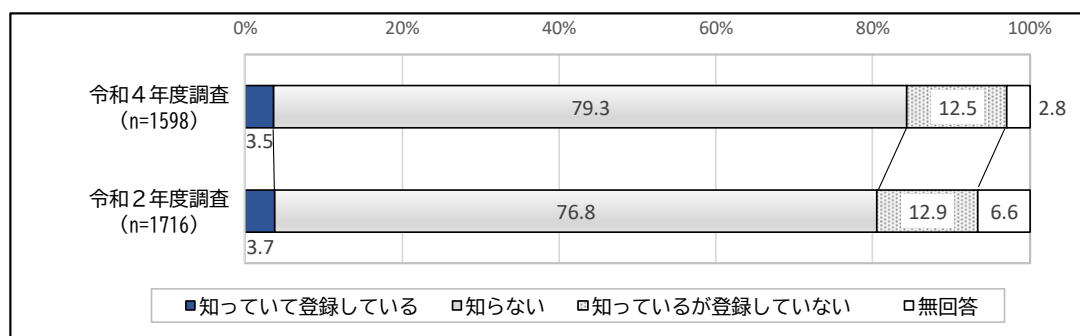
災害時に困ること（障がい者・児調査）

		(人)	自分だけでは動けない	頼れる人がそばにいない	避難する場所がわからない	避難場所までの行き方がわからない	避難場所までの移動手段の確保	避難先での薬や医療体制	家族との連絡方法	水や食事の確保
全体		1598	35.8	15.5	14.5	9.7	25.3	44.3	26.8	54.1
障がいの種類	身体	886	37.1	14.0	10.5	5.8	28.8	45.0	21.2	55.1
	知的	259	61.4	15.4	23.2	20.8	25.1	36.3	39.0	47.1
	精神	449	21.6	19.8	16.5	11.1	18.9	51.0	29.4	59.2
年齢	18歳未満	78	76.9	20.5	28.2	24.4	29.5	38.5	51.3	56.4
	18～39歳	232	38.4	16.8	17.2	14.7	24.6	47.4	36.2	55.6
	40～64歳	490	25.7	18.8	16.1	10.6	21.6	46.9	28.4	55.3
	65歳以上	766	37.3	12.9	11.1	6.0	27.5	42.8	21.4	53.7

		(人)	寝る場所の確保	トイレや入浴設備	詳細な情報の入手	周囲の人とのコミュニケーション	援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせにくい	その他	特に不安はない	無回答
全体		1598	52.4	57.2	25.0	23.5	20.4	5.3	7.5	3.6
障がいの種類	身体	886	53.2	60.3	22.5	13.9	15.1	4.0	8.0	2.6
	知的	259	49.4	52.5	22.8	42.5	38.6	5.8	7.3	1.5
	精神	449	55.5	56.6	32.3	31.6	23.6	8.0	6.7	2.7
年齢	18歳未満	78	53.8	55.1	24.4	50.0	47.4	5.1	0.0	1.3
	18～39歳	232	50.9	55.2	31.9	41.8	37.9	6.5	8.2	0.9
	40～64歳	490	53.7	60.2	27.8	26.5	20.0	6.9	7.3	2.4
	65歳以上	766	52.7	56.5	21.5	13.3	12.9	3.9	8.5	4.0

災害時要援護者登録制度を知っているか（障がい者・児調査）

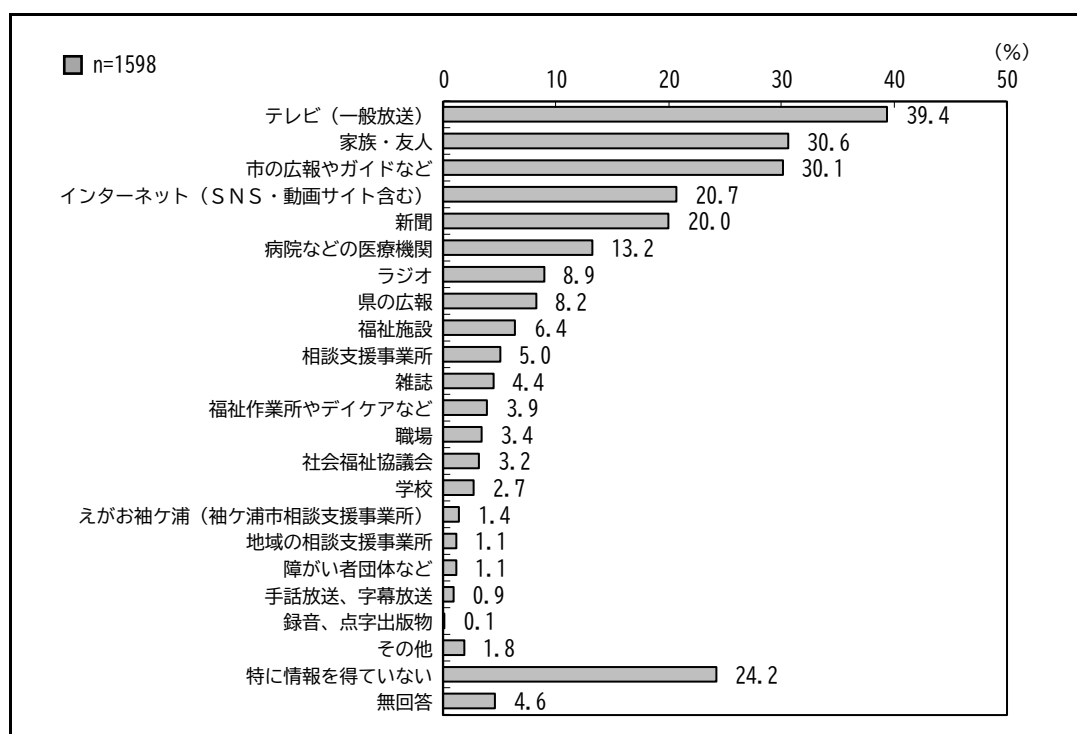


## 6 情報の取得について

福祉に関する情報の取得については、「テレビ（一般放送）」が最も多く、次いで「家族・友人」、「市の広報やガイドなど」となっています。

また、インターネット使用時に使う機器は、全体では「携帯電話・スマートフォン」が最も多くなっています。知的障がいや65歳以上で「使用（利用）していない」が最も多いことから、今後はインターネットを通しての情報発信を進めながら、様々な年代、障がい特性にも配慮した情報の伝達方法についても検討していく必要があります。

福祉に関する情報の取得について（障がい者・児調査）



インターネット使用時に使う機器（障がい者・児調査）

		(人)	携帯電話・スマートフォン	パソコン	タブレット端末	その他	使用（利用）していない	無回答
障がいの種類	全体	1598	50.3	20.2	11.6	0.9	35.7	7.9
	身体	886	46.5	21.0	9.3	0.9	39.6	8.4
	知的	259	38.2	9.3	16.6	0.8	49.0	2.7
	精神	449	66.6	24.7	13.4	0.9	23.8	5.8
年齢	18歳未満	78	64.1	16.7	38.5	1.3	16.7	1.3
	18～39歳	232	70.3	31.9	19.0	1.3	19.8	0.4
	40～64歳	490	65.5	25.1	14.1	0.6	26.9	4.1
	65歳以上	766	34.7	14.4	5.4	0.9	48.0	11.7

## 7 日常生活上の相談の困り事、不安について

日常生活上の相談で困ることについては、「特に困ったことはない」が最も多いものの、精神障がいでは、他の障害に比べ「相談しても満足 of いく回答が得られない」や「どこ（誰）に相談していいかわからない」、「相談できる人がいない」といった回答が多くなっています。

今後の生活の不安については、全体では「身体のこと」が最も多いものの、知的障がいでは「親などがいなくなってからのこと」、精神障がいでは「老後のこと」が最も多くなっていることから、個別のケースや状況にあわせた支援を行うためのきめ細やかな相談体制が必要となります。

### 日常生活上の相談で困ること（障がい者・児調査）

	(人)	相談できる人がいない	相談できるところがない	夜間や休日などに相談するところがない	どこ（誰）に相談していいかわからない	相談しても満足 of いく回答が得られない	プライバシー保護に不安がある	その他	特に困ったことはない	無回答
全体	1598	7.9	5.4	4.1	12.3	12.7	8.3	3.6	52.8	12.8
障がいの種類										
身体	886	5.5	4.3	3.4	9.7	10.0	7.8	2.7	56.3	13.5
知的	259	7.3	6.2	3.5	15.1	12.0	4.6	5.4	51.7	11.6
精神	449	12.2	8.0	6.0	16.0	19.6	12.0	3.8	48.6	8.5

### 今後の生活の不安（障がい者・児調査）

	(人)	身体のこと	住宅・生活の場所のこと	生活費のこと	介助者のこと	仕事のこと	学校生活・進路のこと	日常生活のこと
全体	1598	50.6	15.8	32.8	14.2	17.6	3.9	23.7
障がいの種類								
身体	886	61.5	10.8	26.0	16.6	9.6	1.0	21.6
知的	259	24.7	20.1	25.5	13.5	22.4	15.8	26.3
精神	449	42.8	24.7	50.8	10.9	32.1	2.2	27.8
年齢								
18歳未満	78	28.2	24.4	25.6	24.4	35.9	56.4	37.2
18～39歳	232	32.8	22.8	40.9	10.8	40.1	5.2	32.3
40～64歳	490	49.2	26.3	47.8	12.4	28.6	1.2	25.9
65歳以上	766	59.3	6.4	22.2	15.1	2.5	0.0	18.4

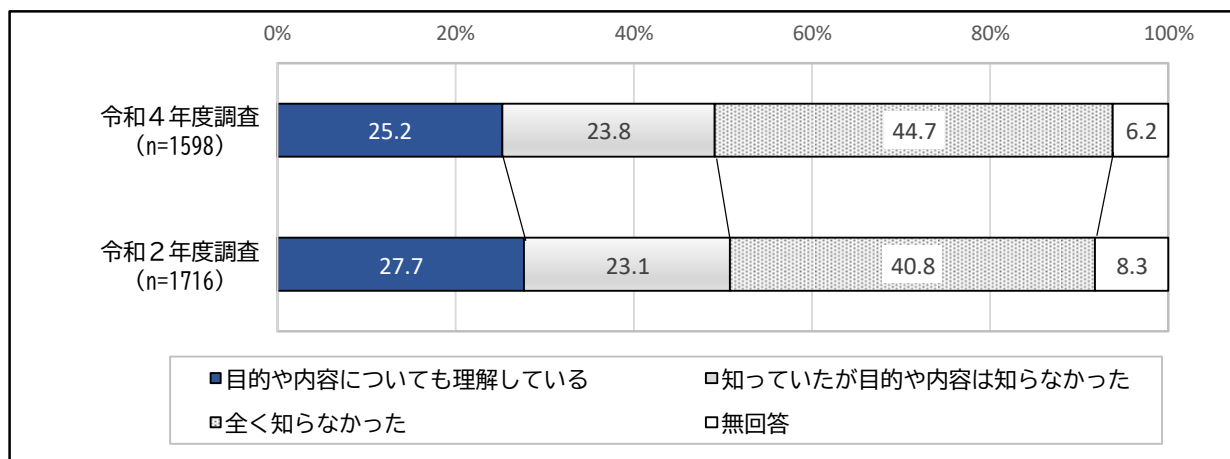
	(人)	結婚や育児のこと	老後のこと	親などがいなくなってからのこと	その他	特になし	無回答
全体	1598	4.9	39.4	22.1	3.8	13.6	5.9
障がいの種類							
身体	886	1.7	37.1	9.8	2.7	13.9	5.9
知的	259	5.4	24.7	49.8	4.6	20.5	5.0
精神	449	11.1	51.7	34.1	5.1	9.4	4.0
年齢							
18歳未満	78	9.0	20.5	66.7	3.8	9.0	2.6
18～39歳	232	15.9	33.2	56.5	6.5	12.1	2.2
40～64歳	490	6.5	54.1	30.2	5.3	12.9	3.1
65歳以上	766	0.3	34.5	2.5	2.1	15.3	8.1

## 8 成年後見制度について

成年後見制度を知っているかについては、「全く知らなかった」が4割半ばとなっており、「目的や内容についても理解している」、「知っていたが目的や内容は知らなかった」がそれぞれ2割半ばとなっています。令和2年度調査と比較すると「全く知らなかった」が増えていることから、今後も成年後見制度についての周知活動が続けていく必要があります。

成年後見制度の利用状況については、全体では「わからない」が最も多く、次いで「利用しておらず、今後も利用したいと思わない」、「利用していないが、今後利用したい」と続いています。今後の利用については、知的障がい者で利用希望が多く、年代別では18歳未満が最も多くなっています。

成年後見制度を知っているか（障がい者・児調査）



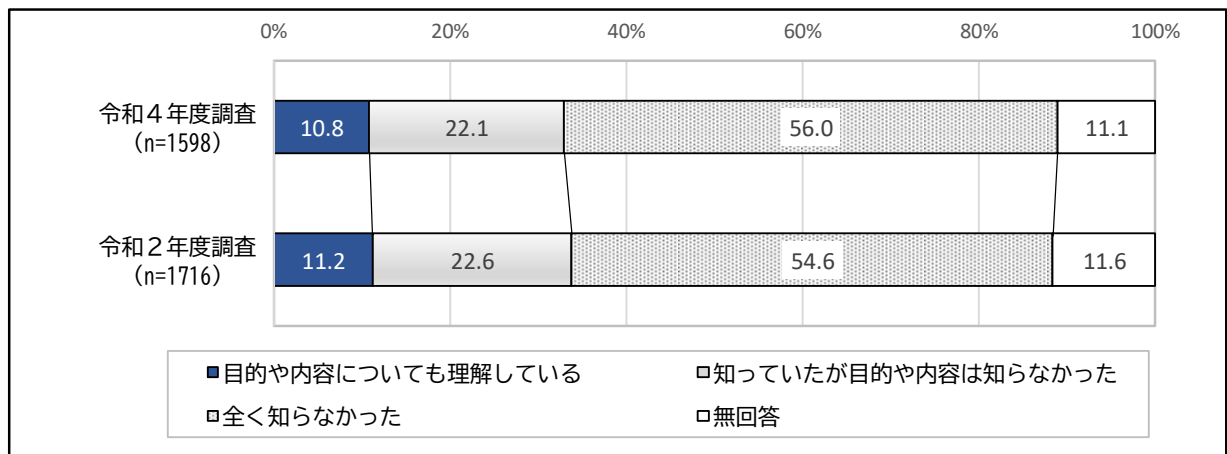
成年後見制度を利用しているか（障がい者・児調査）

	(人)	後見を利用している	保佐を利用している	補助を利用している	利用していないが、今後利用したい	利用しておらず、今後も利用したいと思わない	わからない	無回答	
全体	1598	2.6	0.4	0.1	15.3	32.7	41.1	7.8	
障がいの種類	身体	886	1.2	0.1	0.0	13.5	35.9	40.6	8.6
	知的	259	8.5	1.9	0.0	27.4	14.3	44.4	3.5
	精神	449	2.2	0.7	0.2	14.5	35.2	42.5	4.7
年齢	18歳未満	78	0.0	0.0	0.0	41.0	12.8	43.6	2.6
	18～39歳	232	2.6	0.4	0.0	19.0	33.2	43.1	1.7
	40～64歳	490	2.7	1.2	0.0	16.5	28.6	46.3	4.7
	65歳以上	766	2.7	0.0	0.1	11.1	37.7	37.3	11.0

## 9 障がい者に対する差別の解消について

障害者差別解消法の認知状況については、「全く知らなかった」が5割半ばと最も多く、「知っていたが目的や内容は知らなかった」が2割台、「目的や内容についても理解している」が1割台となっています。令和2年度調査と比較すると「全く知らなかった」が増えていることから、今後も障害者差別解消法について周知が必要であることが伺えます。

障害者差別解消法推進のために必要なことについては、「気軽に相談できる場所づくり」と「積極的にPRすると思う」が共に多くなっており、差別を受けた当事者が相談できる場所の周知と、障がいの有無に関わらず多くの人に法律とその趣旨を認知してもらう施策が重要です。



### 障害者差別解消法推進のために必要なこと（障がい者・児調査）

	(人)	積極的にPRすると思う	気軽に相談できる場所づくり	差別を見た人が注意できる環境づくり	行政や事業者が具体的なルールづくり	双方の間に立ち話に加わってくれる人材	その他	わからない	無回答	
全体	1598	36.8	37.0	23.3	19.0	20.8	2.7	26.0	13.3	
障がいの種類	身体	886	37.5	33.6	21.0	17.2	17.4	2.3	25.4	15.2
	知的	259	34.4	35.1	26.6	19.7	22.0	2.3	34.0	7.3
	精神	449	40.5	47.0	27.2	23.6	25.6	3.6	23.2	8.9
年齢	18歳未満	78	48.7	46.2	35.9	30.8	28.2	3.8	24.4	2.6
	18～39歳	232	37.9	49.1	27.2	22.8	30.6	4.7	22.4	4.3
	40～64歳	490	42.7	40.8	26.7	24.3	23.7	3.7	26.3	8.0
	65歳以上	766	32.4	30.7	19.1	14.0	15.3	1.4	27.4	19.6

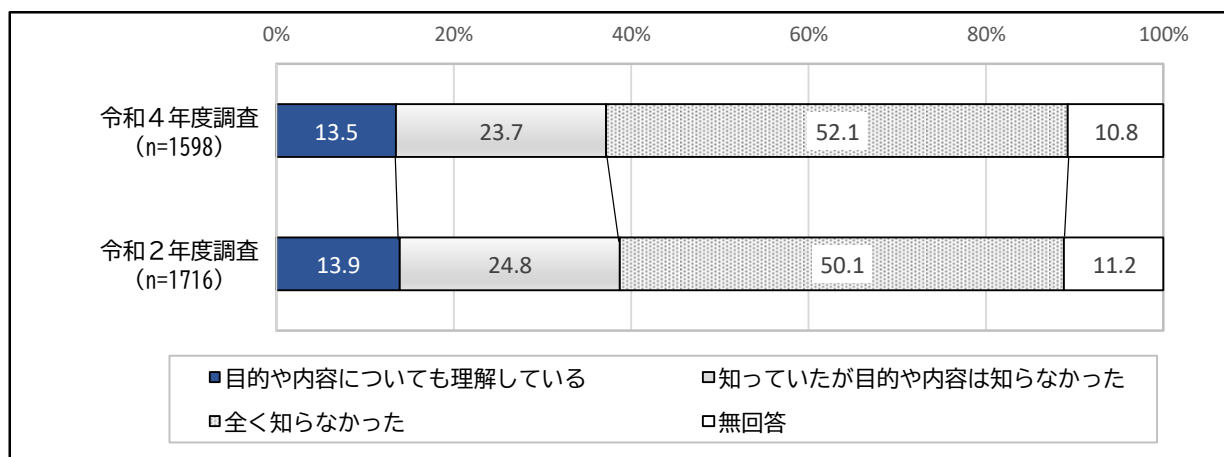


## 10 虐待防止について

障害者虐待防止法の認知状況については、「全く知らなかった」が5割台と最も多く、「知っていたが目的や内容は知らなかった」が2割台、「目的や内容についても理解している」が1割台となっています。令和2年度調査と比較すると「全く知らなかった」が増えていることから今後も障害者虐待防止法についての広報活動を進める必要があります。

虐待をなくすためにすべきことについては、全体では「養護者が休息や息抜きできる機会」が最も多く、「養護者の不安や不満の相談窓口」、「養護者の苦労などを気軽に話せる場」と続いています。今後は、一時預かりやショートステイなどを活用することや、養護者に対する相談支援などのレスパイトケアを促進し、虐待に至る前に必要な支援が届くような体制を整える必要があります。

障害者虐待防止法を知っているか（障がい者・児調査）



虐待をなくすためにすべきこと（障がい者・児調査）

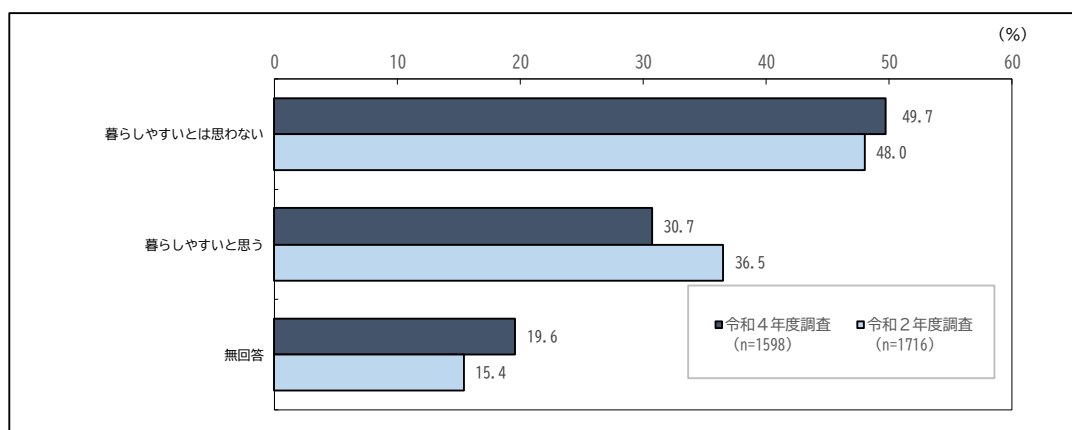
		(人)	近隣や親せきなど周囲の人の見守り	地域の役員や民生委員などの見守り	養護者の不安や不満の相談窓口	養護者の苦労などを気軽に話せる場	養護者が休息や息抜きできる機会	その他	無回答
全体		1598	37.0	31.9	43.5	39.5	46.6	7.3	20.5
障がいの種類	身体	886	40.2	31.8	40.5	36.1	43.0	5.5	22.7
	知的	259	32.0	26.6	44.0	44.4	50.2	14.3	16.6
	精神	449	36.3	37.2	52.8	47.0	57.0	7.1	15.4
年齢	18歳未満	78	35.9	33.3	51.3	56.4	73.1	12.8	9.0
	18～39歳	232	39.2	35.3	56.0	53.4	59.9	8.6	7.3
	40～64歳	490	38.2	34.7	48.4	43.3	50.0	10.6	14.9
	65歳以上	766	36.4	29.4	36.3	31.9	38.9	4.3	28.5

## 11 障がいがある人の暮らしやすさについて

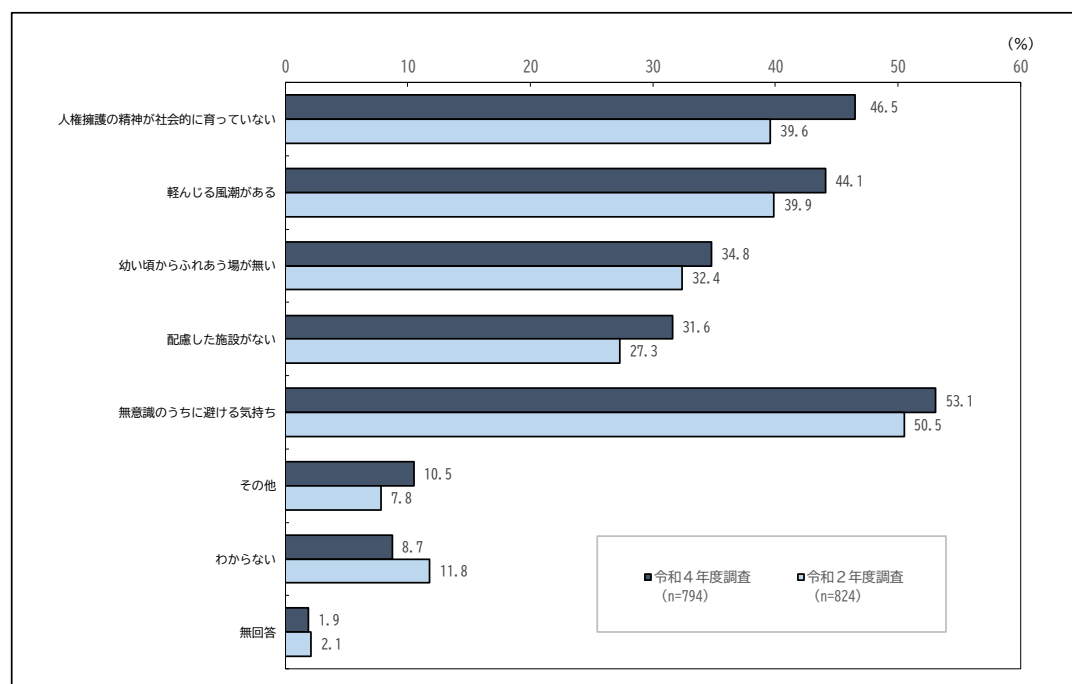
障がいのある人にとって現在の地域社会が暮らしやすいものであると思うかについては、「暮らしやすいとは思わない」が5割弱を占めており、「暮らしやすいと思う」は3割台となっています。

暮らしやすいとは思わない理由については、「無意識のうちに避ける気持ち」が最も多く、次いで「軽んじる風潮がある」や「人権擁護の精神が社会的に育っていない」が続いています。令和2年度調査と比較すると「無意識のうちに避ける気持ち」、「人権擁護の精神が社会的に育っていない」や「軽んじる風潮がある」の割合が増えていることから、学校での福祉教育を促進するなど、地域全体で助け合いの精神を醸成していくことが必要です。

障がいのある人の暮らしやすさ（障がい者・児調査）

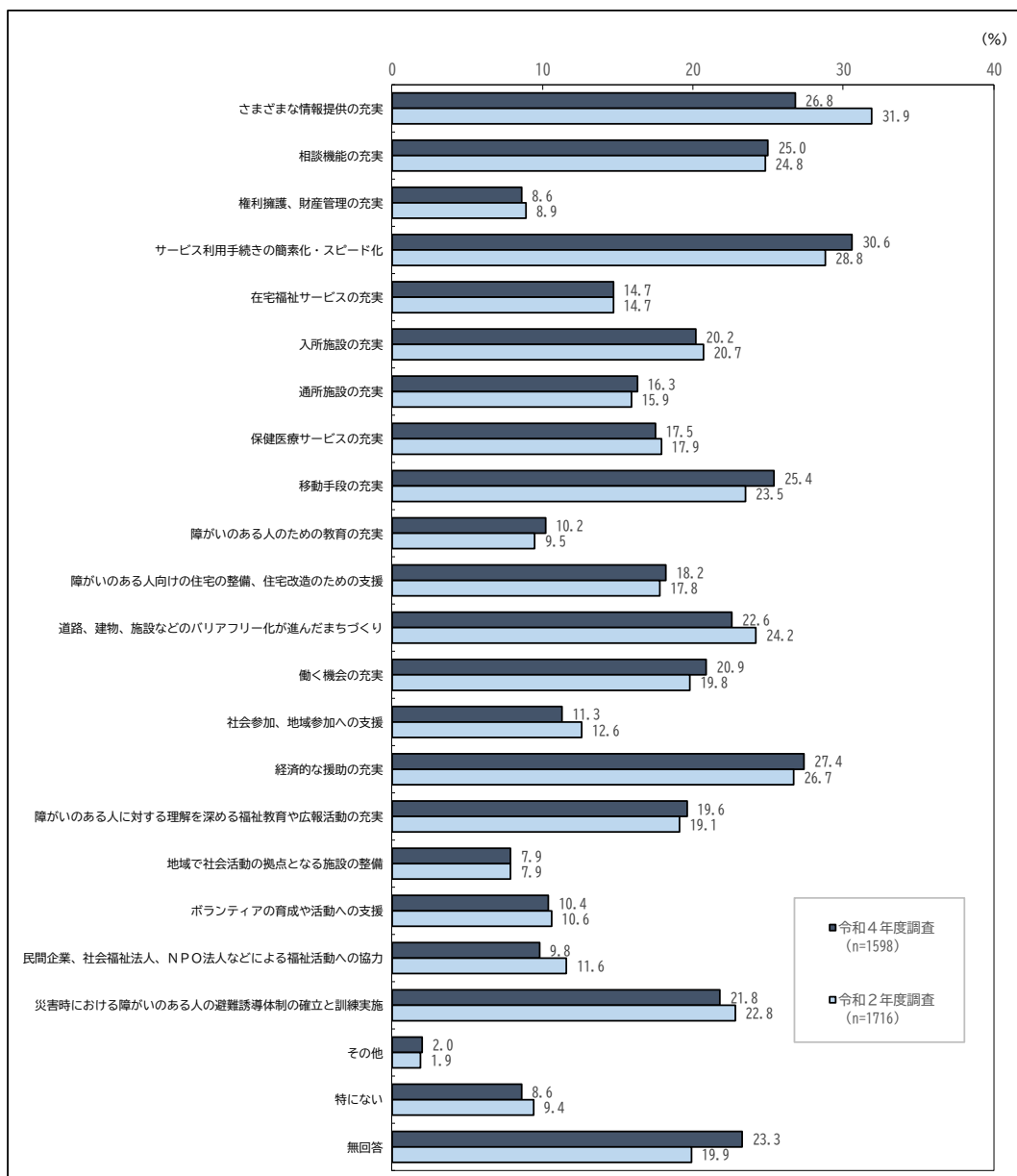


暮らしやすいとは思わない理由（障がい者・児調査）



今後、障がいのある人のために充実して欲しいことについては、令和4年度では「サービス利用手続きの簡素化・スピード化」が最も多く、一方、令和2年度調査では「さまざまな情報提供の充実」が最も多くなっています。「経済的な援助の充実」や「移動手段の充実」が令和2年度調査と比べて増えていることから、コロナや物価高による生活への影響や免許返納、高齢化に伴う買い物難民の問題など、様々な社会の変化を注視しながら施策を検討していく必要があります。

### 障がいのある人のために充実して欲しいこと（障がい者・児調査）



## 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の地域区分の見直しについて

### 1 地域区分について

介護報酬の地域区分については、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によっては特例を適用することができます。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることであります。

### 2 本市の地域区分の推移と見直し案

本市の介護報酬の地域区分の本則は16%と設定されていますが、隣接地域との整合性や介護保険料などの負担増を考慮し、特例の10%を適用します。

障害福祉サービス等報酬の地域区分は、介護報酬の地域区分と合わせる制度が導入されていることから、令和6年度以降は、介護報酬の地域区分に合わせ、「障がい児」については経過措置適用期間を設け段階的に引き下げます。

改定年度	介護 (本則16%)	障がい者	障がい児
令和3年度～	6% (経過措置)	12%	16%
令和6年度～	10% (特例)	10%	12%
令和9年度～	10% (特例)	10%	10%

### 3 近隣市の地域区分の状況 (令和3～5年度)

	介護	障がい者	障がい児
市原市	10%	10%	10%
木更津市	3%	6%	3%
君津市	3%	3%	3%
富津市	3%	3%	3%